

第5章 投資試算

5-1 投資試算の経営目標

投資試算の経営目標は以下に示すとおりです。

経営目標

- 効果的な下水道の整備及び普及を進めつつ、既存の下水道施設の耐震化・強靱化に努めるとともに、機能維持を図ります。
- 建設改良費を平準化し、効率的及び確実な下水道事業の実施を図ります。

5-2 投資試算

建設改良費は、図 5-1 に示すとおり、令和 2 年度から令和 11 年度の 10 年間で約 87 億円が必要と試算しています。

なお、各費用を試算した後、近年の工事請負費・委託料の状況を踏まえて、毎年 1.8% 上昇すると想定しています。

建設事業としては、複数の事業を並行して実施していく必要がありますが、直近 5 年の建設改良費は 5.5~9 億円程度であるため、将来の投資費用も単年度の費用負担が突出しないよう平準化を行い、近年の状況からみても投資可能な費用の範囲内に収まるよう計画しています。



図 5-1 建設改良費の推移

5-2-1 新設事業

(1) 面整備（管路・マンホールポンプ）

令和2年度から令和11年度で約168haを整備予定であり、工事請負費は約34億円と試算しています。

整備率は、令和2年度の83.7%から令和11年度には93.1%になる見通しです。

ただし、国土交通省は汚水処理の10年概成の時期を令和8年度末としていることから、令和9年度以降の国庫補助制度により、整備状況が変化する場合があります。

(2) ポンプ場

概ね整備済であり、新設は令和4年度予定の南部汚水中継ポンプ場のポンプ増設のみであり、約4千5百万円と試算しています。

(3) 処理場（浄化センター）

現在の設備で対応可能であり、増設する必要がないため、新設は見込んでいません。

5-2-2 改築事業

(1) 管路（管渠・マンホール）

令和2年度から令和11年度の工事請負費は調査・点検・改築費用の合計で約7億円と試算しています。

(2) マンホールポンプ

令和2年度から令和11年度で53箇所のうち（令和元年度現在）、25箇所の改築工事を予定しており、工事請負費は約2億円と試算しています。

(3) ポンプ場

令和2年度から令和11年度の工事請負費は主に汚水ポンプ、高圧受電設備、発電設備、除塵機などを計上し、約3億円と試算しています。

(4) 処理場（浄化センター）

令和2年度から令和11年度の工事請負費は主に汚水ポンプ、水処理に係る設備、汚泥処理に係る設備、発電設備などを計上し、約12億円と試算しています。

5-2-3 地震対策

令和2年度から令和11年度の工事請負費は、今後、発生が想定される南海トラフ巨大地震の被害を最小限に留めるため、重要な幹線管路の耐震化及びマンホールトイレ設置を計上し、約7億円と試算しています。

5-2-4 流域下水道事業（狩野川西部流域下水道建設負担金）

令和2年度から令和11年度の建設負担金は、過年度実績を基に算出し、年間約2千6百万円、合計約3億円と試算しています。

5-2-5 職員給与費（資本勘定職員）

建設事業などに係る職員の給与費は、民間に委託可能な業務は、民間へシフトしていくことを調査研究していきますが、将来も現状の体制を確保していくと想定し、実績を基に、令和2年度から令和11年度で約6億円と試算しています。

5-3 投資以外の経費

投資以外の経費のうち、維持管理費（動力費・修繕費・狩野川西部流域下水道維持管理負担金、その他経費（委託料など）、職員給与費）については、図5-2に示すとおり、令和2年度から令和11年度の10年間で約88億円が必要と試算しています。

経営分析にも示すとおり、本市では最少の職員配置の下で効率的な維持管理が実施されている状況であるため、実績を基にした試算値となっていますが、近年の工事請負費・委託料の状況を踏まえて、毎年1.8%上昇すると想定しています。

なお、維持管理費のうち、狩野川西部流域下水道維持管理負担金が3～4割程度、その他経費（主に委託料）が4～5割程度を占めており、負担が大きいため、将来的にはこれら経費の適正化を図っていくのが望ましい状況です。

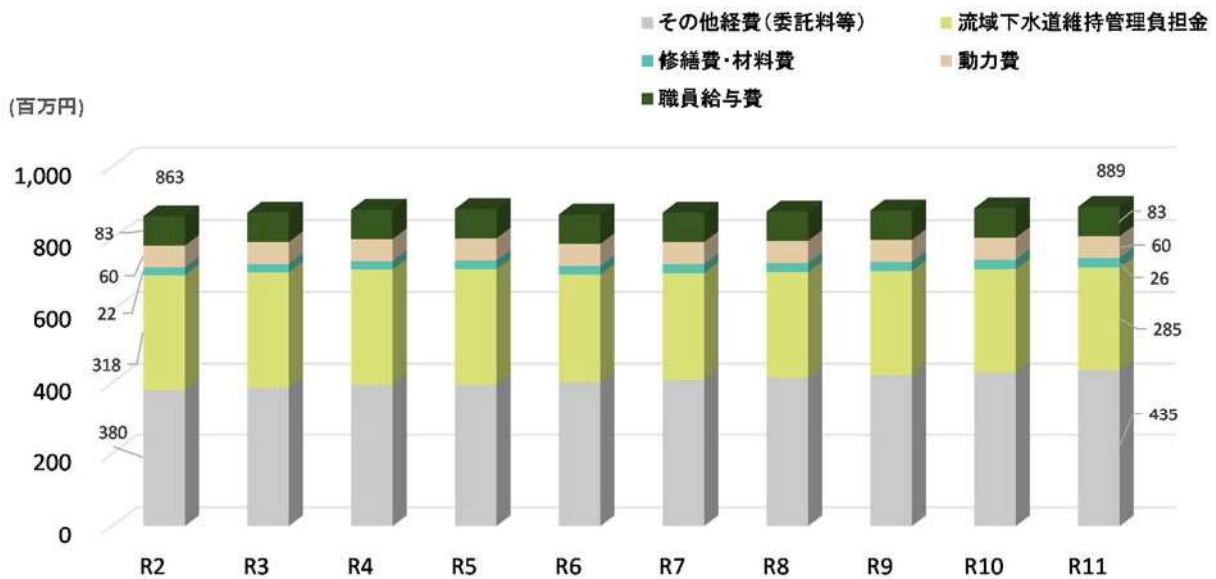


図 5-2 維持管理費の推移

5-3-1 職員給与費（損益勘定職員）

維持管理などに係る職員の給与費は、民間に委託可能な業務は、民間へシフトしていくことを調査研究していきますが、将来も現状の体制を確保していくと想定し、実績を基に、令和2年度から令和11年度で約8億円と試算しています。

5-3-2 動力費

原油価格などの影響により、変動要因はありますが、将来流入汚水量の推移に合わせて変動していくと想定し、令和2年度から令和11年度で約6億円と試算しています。

5-3-3 修繕費・材料費

今後継続して下水道事業を実施していく上で、変動要素がないため実績ベースで推移すると想定し、令和2年度から令和11年度で約2億円と試算しています。

5-3-4 狩野川西部流域下水道維持管理負担金

令和6年度までは静岡県算出の想定値を採用し、負担金単価は令和2年度が89円/m³、令和3～5年度が90円/m³、令和6年度が84円/m³で試算しています。また、令和7年度以降は将来汚水量の推移に合わせて変動していくと想定した結果、図5-3に示すとおり、令和2年度から令和11年度で約30億円と試算しています。

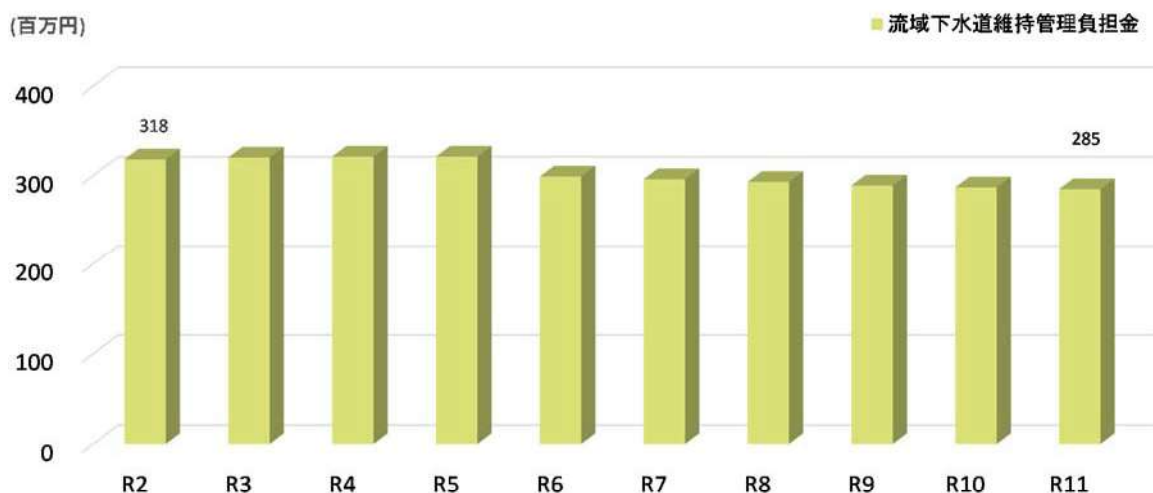


図 5-3 狩野川西部流域下水道維持管理負担金の推移

5-3-5 その他経費（委託料など）

今後継続して下水道事業を実施していく上で、変動要素がないため実績ベースで推移すると想定し、令和2年度から令和11年度で約41億円と試算しています。

5-3-6 減価償却費

有形固定資産（下水道施設）及び無形固定資産（流域下水道施設利用権：流域下水道建設負担金）それぞれについて、将来分は定額法で算出し、過年度分を合わせて計上しており、令和2年度から令和11年度で約114億円と試算しています。

5-3-7 企業債元利償還金（支払利息・企業債償還金）

本市の企業債*は下水道事業債*、下水道事業債特別措置分*、資本費平準化債*から成り立っています。

将来分については年利1%（共通）、償還年数30年・据置年数5年（下水道事業債）、償還年数15年・据置年数なし（特別措置分・資本費平準化債）で計算し、過年度分を合わせて計上しました。

なお、詳細は「第6章 財源試算 6-3-4項」で示しています。

〈用語解説〉

【企業債】

地方公共団体が、施設の建設に要する資金に充てるための借入金を示す。

【下水道事業債】

下水道施設の建設に要する資金に充てるために発行される企業債。

【下水道事業債特別措置分】

下水道事業において、平成18年度に地方財政措置が見直されたことにより、平成17年度までの財政措置との間に生じる差額を起債対象として発行される企業債。財政措置変更に伴う差額を補う役割を担う。

【資本費平準化債】

下水道事業は先行投資により施設を整備するため、その負担を全て現在の使用者に求めると、下水道使用料を高くせざるをえず、将来世代の使用者から徴収すべきところを現在の使用者が負担することになり、世代間の公平性を欠くことになる。その対策として資本費*の一部を後年度に繰り延べるために発行する企業債のこと。

【資本費】

下水道施設を建設するために借り入れた企業債の支払利息及び減価償却費を示す。